

商標 権	判決年月日	平成31年3月26日	担 当 部	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10206号		
○ 動物の図形からなる商標について、商標法4条1項15号に該当するとした事例。				

(事件類型) 審決取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項15号

(関連する権利番号等) 商標登録第5392943号, 同第4637003号

判 決 要 旨

- 1 被告は、次の商標（商標登録第5392943号，本件商標）の商標権者である。
原告は、本件商標の登録無効審判（無効2016-890014号）を請求し、特許庁は、不成立審決をした。



- 2 本件商標と次の商標（商標登録第4637003号，引用商標）とは，そのシルエット，内部に白線による模様があるかなどにおいて異なるが，全体のシルエットは，似通っており，本件商標において，内部の白い線の歯のような模様，首の回りの飾りのような模様，前足と後足の関節部分の飾り又は巻き毛のような模様及び概ね輪郭線に沿って配されている白い線がシルエット全体に占める面積は，比較的小さい。

したがって，本件商標と引用商標との間に外観上の差異は認められるものの，外観全体の印象は，相当似通ったものであるといえることができる。



また，本件商標と引用商標は，本件商標からは何らかの四足動物の観念が生じ，特定の称呼は生じないが，引用商標からは，「PUMA」ブランドの観念と「プーマ」の称呼が生じる点で異なっているところ，本件商標から何らかの四足動物以上に特定された

観念や、特定の称呼が生じ、それが引用商標の観念、称呼と類似していない場合と比較して、その違いがより明確であるということとはできない。

3 引用商標は、原告の業務に係る「PUMA」ブランドの被服、帽子等を表示する商標として、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されて周知著名な商標となっていたものである。

また、本件商標は、「Tシャツ、帽子」を指定商品とするところ、「PUMA」ブランドの商品としても、Tシャツ、帽子が存在し、引用商標と同様の形の図形を付した商品も存在していたのであるから、本件商標の指定商品は、原告の業務に係る商品と、その性質、用途、目的において関連するということができ、取引者、需要者にも共通性が認められる。

さらに、本件商標の指定商品である「Tシャツ、帽子」は、一般消費者によって購入される商品である。

4 これらの事情を総合考慮すると、本件商標の指定商品たるTシャツ、帽子の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、本件商標を指定商品に使用したときに、当該商品が原告又は原告と一定の緊密な営業上の関係若しくは原告と同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあると認められる。

したがって、本件商標には、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれ」があるといえる。

5 以上によると、本件商標の登録は、商標法4条1項15号に違反する。